

ウェブサポート 14 法の三類型

「法の三類型」の比較 (Nonet and Selznick 1978:16 [六本訳 21 頁も参照])

	抑圧的法	自律的法	応答的法
法の目的	秩序 (Order)	正当化 (Legitimation)	能力 (Competence)
正当性	社会防衛 国家理性 (国益)	手続的公正	実質的正義
ルール	粗雑で事細かに規定, しかしルール定立者に対する拘束力が弱い	精巧で, 治者も被治者も拘束する	原理や政策に従う
法的推論	アドホック; 便宜主義的・特殊主義的	法的権威に厳格に従う; 形式主義・法規主義になりやすい	目的重視; 認知能力の拡大
裁量	遍在; 機会主義的	ルールによる限定; 裁量の幅は狭い	拡大されるが、目的を説明する必要
強制	広汎; 強制に対する制約は弱い	法的な制約によって制御される	インセンティブや義務の自己維持的システムなどの代替手段を探求
道徳	共同体的道徳; 法道徳主義; 「束縛の道徳」	制度的道徳; 法過程の完潔性が最大の関心事	市民的道徳; 「協力の道徳」
政治	法は権力政治に従属	法は政治から「独立」; 権力の分立	法と政治の目標の統合; 権力の融合
服従の期待	無条件的; 不服従は反抗として処罰される	法的に正当化されたルール逸脱のみ	不服従は実質的害悪の点から評価される; 正当性の問題を提起するものとされる
参加	従順な遵守; 批判は不忠とされる	確立した手続によりアクセスが制限される; 法批判の発生	法的・社会的活動の統合によりアクセス拡大